

PFASの血液検査に関する専門家会議での議論

「総合戦略検討専門家会議」における、PFASの血液検査に関する議論の概要は、以下のとおり。

血液検査の必要性

1. 健康影響の把握

健康影響に関する不安に対応するため、PFAS超過地域※において血液検査を実施すべき。

※暫定目標値等を超えてPFOS、PFOAが検出されている地域。

2. 国内の研究推進

科学的知見を得るため、PFAS超過地域において血液検査を実施すべき。

3. モニタリングの実施

PFAS存在状況の推移を把握するため、PFAS超過地域において血液検査を実施すべき。

議論の結果

- 既存統計を用いてPFAS超過地域の健康状態を把握し、その結果を情報発信するよう各自治体に促す。
※ PFASについては、発がん、コレステロール値の上昇、子どもの体重減少等との関連が報告されているが、国内においてPFASによる健康被害事例は確認されていない。
- 血液検査の結果のみをもって健康影響を把握することは困難である。
 - ①PFASが人体に影響を与えるメカニズムは未解明。
 - ②将来の個人の健康影響を予測するには、過去も含めた経年的なばく露などの情報が必要であり、検査時点の血液検査の結果のみをもって個人の健康影響を把握・予測することは困難。
- エコチル調査※によるPFASの調査研究等を引き続き推進する。
※2010年度より実施している化学物質（PFASを含む。）等が子どもの健康に与える影響を明らかにするための調査研究。約10万組の親子を対象に、血液等を採取し化学分析を実施するほか、健康状態等の追跡調査を実施。
- PFAS超過地域での新たな調査研究の実施については以下の課題がある。
 - ①過去からの経年的なばく露情報が不十分。
 - ②結果が出るまで長期間を要する。
- PFAS超過地域におけるPFAS存在状況の推移の把握については、血液検査でなく環境モニタリングの強化で対応することが妥当。
- 日本人の平均的な血中濃度のモニタリングについては、現在、環境省においてパイロット調査として実施しているところであり、本調査の実施に向けた検討を進める。

PFASの健康影響に関する海外の血中濃度指標等

1. 国際的にPFASの血中濃度と健康影響との関係性を評価する科学的知見は十分でない
2. 国際機関や政府レベルで定められた健康影響の発生を示す血中濃度指標は存在しない。

※「ドイツ連邦環境庁バイオモニタリング委員会」及び「全米科学・工学・医学アカデミー」は、血中濃度の指標値等を定めているが、「この値を超過していても健康影響の発生を意味するものではない」とされている。

ドイツ連邦環境庁バイオモニタリング委員会による血中濃度指標（HBM-II値）

目的：主に集団としての状況を把握し、ばく露低減等の集団対策の参考として設定

※ PFOS 20ng/ml及びPFOA 10ng/mlを超過した場合に健康影響の可能性ありとしているが、「必ずしもそのような濃度で健康障害が起こるとは限らない」「HBM値の定義と導出について再度議論する予定」と明記されている。

全米科学・工学・医学アカデミーによる血中濃度指標

目的：PFASの血液検査、医療ケアに関する臨床医向けガイダンス（見解は政府から独立）

※ PFAS総和濃度が20 ng/mlを越えると、健康影響リスクの上昇ありとしているが、「この値を超過していても、将来、健康影響が発生することを意味しない」と明記されている。PFAS曝露に係る集団スクリーニング（血液検査）については否定的（期待されるメリットと潜在的な有害性の評価が困難であるため。）。

デュポン社に対する集団訴訟における科学者パネルのレポート

位置づけ：集団訴訟の和解時に設置された科学者パネル（疫学者3名）が裁判所に提出したレポート

「関連がある可能性が、関連がない可能性より高い」 → **6疾患**（高コレステロール血症、潰瘍性大腸炎、甲状腺疾患、精巣がん、腎臓がん、妊娠高血圧症）

「関連がない可能性が、関連がある可能性より高い」 → **20疾患等以上**（高血圧、心血管疾患、慢性腎疾患、肝疾患、変形性関節症、パーキンソン病、関節リウマチ、全身性エリテマトーデス、I型糖尿病、クローン病、多発性硬化症、感染症（インフルエンザ等）、神経発達障害（注意欠陥障害、学習障害等）、喘息、COPD、脳血管疾患、がん（精巣がん、腎臓がん以外）、II型糖尿病、先天性欠損症、流産、死産、早産、低出生体重等）

※レポート公表後、デュポン社等は、計6億7070万ドル（約765億円）を支払い和解することを発表した（報道ベース）。